

今回は、私の専門である認知症に関連して、成年後見人についてのお話です。なお、長谷川嘉哉のブログ“転ばぬ先の杖”にも認知症の情報を更新しています。月・水・金に更新しております。認知症の勉強になる内容を心がけています。勉強の一つとしてご覧下さい。

成年後見制度とは、精神上的の疾患・障害により判断能力が低下した人について、本人に代わって法律行為や財産管理を行ったり、本人の財産上の行為に対し、同意を与えたり、取り消したりしたりする人を選ぶことで、本人の判断を助け、利益保護を図る制度です。

一般的に成年後見人には、親族後見人が7割以上で、内訳は、親 7.9% 子 31.7% 兄弟姉妹 12% 配偶者 8.6% その他の親族 12%です。

身内が居ないケースでは、専門職後見人が選任されます。具体的には、司法書士が 10.5% 弁護士 7.7% 社会福祉士 5.3%です。

成年後見人の責任は、入院の際に、保証人自体が不要であるほどの責任を負う事になります。しかし入院後、手術をするかしないか？さらに延命を希望するか否かといった医学的判断を行うことはできません。今後、一人暮らしの方が増え、関係者が成年後見人の方しかいないケースも予想されます。医療サイドからすると、改善を希望したいものです。

成年後見人の対象は、具体的には認知症、精神発達遅延、高次機能障害が対象となります。特に、私の専門である認知症は、現在約 250 万人、今後はさらに増加が予想されます。今後、認知症に全く関わらないで生活できる人は、わずかではないでしょうか？

ちなみに、精神発達遅延の方は、通常は両親が後見人になるケースが多いようです。しかし種々の理由で身内の見守りが得られないケースでは、注意が必要です。彼らは障害年金をもらっているケースが多く、悪い輩の犠牲になることも多いようです。そのような困難例は、市民後見人の先駆けである岐阜県多治見市の“NPO 法人東濃成年後見センター”に相談される事をお薦めします。私も NPO の会員になっていますが、実情は、かなり困難なケースが見受けられます。

1) 成年後見制度とは？

()

2) 成年後見人には大きく分けると 2 種類に分けられます。2 種類を記載ください。

() ()

3) 専門職後見人を三つ上げてください

() () ()

4) 成年後見人の責任で、認められていないことは何ですか？

()

5) 成年後見人の対象を三つ上げてください

() () ()

6) 精神発達遅延の方が、悪い輩の犠牲になりやすい理由は？

()